

安全保障理事会決議 2382 (2017)

2017年11月6日、安全保障理事会第8086回会合にて採択

安全保障理事会は、

国際の平和および安全の維持に関する国際連合憲章の下での安保理の主要な責任を想起し、

国際連合警察活動に関する安保理決議 2185 (2014) 並びに文民保護に関する諸決議 1265 (1999) と 1894 (2009)、女性、平和および安全に関する 1325 (2000) と 2242 (2015) および平和維持活動に関する 2086 (2013) と 2378 (2017)、治安部門改革に関する 2151 (2014)、紛争予防に関する 2171 (2014) 紛争後の平和構築に関する 2282 (2016) などの関連諸決議、並びに法の支配に関する 2014年2月21日の声明 (S/PRST/2014/5)、および1997年7月14日の声明 (S/PRST/1997/38) などの安保理議長諸声明、並びに国際連合警察活動に関する事務総長報告書 A/66/615 と S/2016/952 を想起し、

2016年11月の国際連合警察活動に関する事務総長報告書および21世紀の課題に効果的に対処する用意がある国際連合警察部門についてのそのビジョンに留意し、

紛争の予防と解決に対する、並びに一般人の保護に対する国家の主要な責任および平和維持活動と特別政治ミッションにおける国際連合警察活動の重要な貢献は、負託された場合や時に、一般人の保護を通じたものを含む、紛争サイクルの至るところで、受入国の警察サービスの能力構築と開発努力を提供できることを強調し、そして平和と安全の柱のより幅広い改革を審議する時のその貢献の関連性に留意し、

永続的な平和は、軍や技術的な関与だけでは達成されないしまた維持されないが、政治的解決を通して達成されまたは維持されることを確認しそしてそのような政治的解決が、国際連合平和維持活動の計画と展開を指導すべきであることを強く確信し、

あらゆる平和維持活動を実施することにおいて全ての国家の政治的独立、主権平等および領土保全の原則に対する安保理の公約と尊重を含む、国際連合憲章の諸目的と諸原則を支持することに対する安

保理の公約および国際法の下での自らの義務を遵守する国家の必要性を再確認し、

当事国の同意、中立性および自衛並びに職務権限の防衛を除く外、武力の不行使を含む平和維持活動の基本的原則を更に再確認し、そして各平和維持活動および特別政治ミッションの職務権限は、関係国の必要性および状況に応じて特異であることまた安全保障理事会は安保理が承認する職務権限の十分な実現を期待していることを認識し、

国連警察部門が、平和維持活動から開発および平和構築への移行を促進することにおいて果たすことができる役割を歓迎し、そして国際連合警察活動の改善された能力は、平和維持活動任務の成功する出口戦略に貢献することができそして国際連合警察主義およびその実施並びに要員、装備、活動、任務遂行および受入国の警察サービスに対する援助のためのより明解な基準を定義することを強化するため継続した透明性および説明責任努力並びに諸国に貢献する警察官を準備しそして予測可能な展開を確実にするための訓練と能力構築の増加を必要とする。

平和維持活動と政治ミッションの職務権限の成功裡の実施は、派遣団の長の全体的な指導の下で、警察、軍事、および民間部門の間を含む、これらのミッションの異なる要素の間の、緊密な協力と統合された計画立案メカニズムの使用を必要とする。

負託された場合に、法の支配と治安部門改革の強化において、国際連合警察活動が果たすことができる重要な役割に留意しそして国家警察およびその他の法執行機関に向けた用途を特定した国内資源および警察改革の影響を監視することを含む、警察改革およびより広い法の支配の一部としてのその他の法執行機関並びに治安部門改革を進展させることにおける国家当局の主導的役割を再確認し、また、国家当局の政治的指導力と政治的意思は、これに関連して重要でありそして成功は国の主体的取組を必要とすることを認識し、

国際連合警察部門が、受入国の警察活動と、負託された場合、その他の法執行機関の能力を、とりわけ共同体志向の警察活動の原則を築くことを通して築くことにおいて、また特に国境地区における支援、移民および海上安全並びに犯罪予防、対応および、負託された場合には、捜査を通して、組織犯罪に対処することにおいて、果たすことができる重要な役割を強調し、

越境組織犯罪が、安定を損ねていることを審議してまた越境組織犯罪が、関連する脅威に対処する刑事司法制度の強化または再構築を必要とする可能性のある、国際的なテロリズムに役立つことができることを更に審議し、

国際連合警察活動およびその遵守に対する標準化されたアプローチに関するものを含む、国際連合警察活動についての、事務局に対する指針を、並びに能力と能力格差が存在する場合には、それに対処するため国際連合事務局に対する支援を提供し、そのことにより国際連合警察活動の任務遂行を改善している、平和維持活動に関する安全保障理事会作業部会、総会の第四および第五委員会並びに平和維持活動に関する特別委員会により実施された活動を想起し、

国際連合活動における警察能力への増加している範囲と依存に留意しそして国際連合警察部門に対する特別な能力、特性および技術を獲得するための現行の取組を歓迎し、国際連合平和維持活動における編成された警察部隊に対する政策に更に留意しそして加盟国に対し負託された任務を効果的に実施しそして移行と出口のための条件を促進するため、部隊が所有する合意された装備の充実した編成された警察部隊（FPUs）、専門の警察チーム（SPTs）、および個々の警察官のための適切な語学能力をもった十分に訓練されたそして適切に検査された男性および女性の警察要員並びに文民の専門家を提供することを奨励し、

受入国の警察活動機関は、治安問題について政府、個人および共同体との間の主要な繋がりであるべきことに留意し、専門的な、効果的な、責任ある、そして利用可能な法執行、矯正および司法機関が持続可能な平和と国の発展のための基礎を据えることが必要であることをくり返し表明し、そして警察機関における運用上の欠如と責任の欠如に対処できないことは、得られた積極的な利益を損なうことになり従って紛争の再発を危うくすることに更に留意し、

現地の共同体との信頼を築くことにおいて支援できる多様な見方を提供することによるものを含めて、女性があらゆる平和および安全努力において果たす重要な役割を含む、国際連合平和維持活動と特別政治ミッションにおける女性の欠くことのできない役割を認識しそして警察活動と法の支配に関して受入国における意思決定において女性の参加と指導力を増す必要性を強調し、

IPOs であると同時に SPTs の一部としてそして FPUs として国際連合平和維持活動において展開

されたまた上級職に就いている軍および警察のより多くの数の女性に動機を与える取組、そして女性の勧誘と専門的な発達を妨げている障害を再検討する取組を歓迎し、警察要員提供諸国と協議して、この問題に関する別個の、専門の戦略を策定することを関連する国際連合組織に課している、ジェンダーの平等に関する事務総長のシステム全体の戦略をこれに関連して留意し、

十分にまた成功裡に平和維持活動の職務権限を実施することを目的とした、部隊および警察要員提供諸国並びに事務局との三者協議を強化すること、既存の公式制度を強化すること、および意味ある、包括的な、積極的なそして動的な協議の共有責任を強調すること、並びに受入諸国とのその対話を強めることを通したものを含めて、国際連合平和維持活動を評価し、任務を与えそして再検討する時、より優先順位付けを追求する安保理の決意を再確認し、

国際連合、国際的な、地域的なそして準地域的な機構およびイニシアティブとの間の訓練、経験の共有、情報、テーマ別の専門知識と適切な場合には作戦即応性の交換、および重大且つ組織的な犯罪フォーカル・ポイントの国際連合警察部門による設立を通したものを含む、協力の改善に感謝しつつ留意し、そしてこれらの取組が、国を超えた脅威に対処する受入国の警察とその他の法執行機関の能力と特性を強化することができることに更に留意し、

1. 政治的解決の優位は、紛争の解決に対する国際連合の対処方法の特徴であるべきことを強調しそして国際連合平和維持活動と特別政治ミッションの計画立案の範囲内で警察の専門知識の首尾一貫した統合の必要性を考慮しつつ、そのようなミッションの職務権限と意思決定構造の不可分の一部として警察活動を、個々の事例に応じて、含めること、また警察関連活動に対し明解で、信頼に足る、達成可能な、適切に資金援助を受けている職務権限を与えることを決意し、そして法の支配に対するシステム全体のアプローチを確保する必要性をこの文脈で強調する。

2. 国際連合平和維持活動と特別政治ミッションにおける説明責任、透明性、効率性および有効性を改善することの非常に重要なことを強調しそして事務局に対し、主義を強化しまた要員、装備、活動、任務遂行およびミッションにおける国際連合警察の効果的な任務遂行のために受入国の警察部隊に対する援助のための、並びに展開に対する警察要員提供諸国の準備のための、明解な基準を定義するための取組を継続することを求め、そして国際連合事務局に対し、一貫性を確保し能力格差が存在する場合には特定するため、警察要員提供諸国の訓練の必要性に関する時宜を得たまた完全な情報そしてそのよ

うな訓練を提供する能力をもったものを提供することにより、加盟国の訓練活動を援助すること、それによって三角協力を向上することを要請する。

3. 現場での最高の有効性と効率性を確保するため平和維持活動を再検討する、そして警察要員提供諸国とのパートナーシップにおけるこれらの取組を深める安保理の現行の取組を再確認し、そして事務総長に対し、警察を含むための、平和維持活動任務遂行データを含む、平和維持活動の有効性に関するデータの流れが、明解で十分に特定された達成目標に基づき、ミッション活動の分析と評価を改善することに集中させられていることを確保することを要請する。

4. 特定された現場の必要性に基づき対象を特定した勧誘を実施しそして職務権限の実施のための測定可能な説明責任枠組を策定する国際的な警察の平和維持活動のための戦略的指針枠組の完成と運用化を促進しまた支援することを続けることを決意し、そして事務総長に対し、国別の職務権限の時宜を得た満了を確保しそして任務遂行を改善するため以下のことに着手することを考慮することを要請する。

(a) 警察と軍の必要とするものが、調整され、兵力増強が同時に生じそして任務遂行データが、意思決定に基づく能力を改善するため集中させられるように、戦略的兵力増強および能力立案部門との国際連合警察活動の共同作業を強化する。

(b) 事務総長特別代表と特使のためを含む、関連する官僚のために追加の指針を提供し、そして命じられた警察関連任務を提供する方法を理解する関連する国際連合上級管理を支援する。

(c) 安全保障理事会により命じられた具体的な国際連合平和維持活動と特別政治ミッションに関する安全保障理事会への事務総長定期報告書において、諸決議 2122 (2013) と 2242 (2015) に従って警察改革の安全保障理事会の監視と文民活動の保護を改善するため、ジェンダーに直ぐに反応する警察改革と、命じられた場合には、国の警察サービスを女性に対してより利用可能で直ぐに反応するようにする取組を含む、保護活動に関する進展についての最新情報を、強調する。

5. 特に、命じられた場合、文民の保護と関連する能力構築で受入国を援助することを通して紛争を予防する国際連合努力に対して、適切な場合には、貢献する国際連合警察活動の役割を認識し、そし

て事務総長に対し、警察任務を伴った国際連合平和維持活動と特別政治ミッションの計画立案が状況、能力と受入国の必要性の徹底した分析に基づくことを確認することを求める。

6. 国家が、文民の保護に対する主要な責任を負っていることを再確認しそして国際連合警察部門が、命じられた場合、性的およびジェンダーに基づく暴力を、また、適当な場合には、文民を持続的にまた終始一貫して保護できるように、警察活動と法執行機関を構築しそして改革する受け入れ当局の取組を支援することを、適当と認められる場合には、含む、紛争の文脈と紛争後の状況における紛争関連性的暴力と子どもに対する違反と虐待を予防することと対処することにおけるものを含む、文民の保護において、命じられた場合、果たすことができる重要な役割を認識し、そしてこれに関連して、

(a) 警察要員提供諸国に対し、全ての展開した IPOs、FPUs および SPTs が、自らの職務権限を成功裡に遂行するため、自らの展開前の訓練の主要な部分として、文民の保護、性的およびジェンダーに基づく暴力、並びに子供保護に関する具体的訓練を含む、包括的な訓練を受けることを促す。

(b) 事務総長に対し、国際連合警察部門が文民の保護の任務でミッションにおけるミッションアプローチの全体の部分として、文民活動の保護を支援することを要請する。

(c) これに関連してミッション特定の子供保護に関するおよび適切な包括的な子どもに敏感な予防と保護対応に関する専門的な展開前のまた任務中の訓練の並びに子どもに対して犯された違反と虐待について監視することと報告することの重要性を強調しつつ、またあらゆる関連する国際連合安全保障理事会諸決議において示されたように、警察部門と子ども保護助言者との並びにジェンダーと女性保護助言者との間の調整を高めることの重要性を強調しつつ、武力紛争における子どもの保護は、紛争を解決しそして平和を築くためのあらゆる包括的な戦略の並びに受入国の警察、法執行機関、および適当と認められる場合に、青少年の司法制度を支援する能力構築取組の重要な側面となるべきであることをくり返し表明する。

7. 事務総長に対し、国際連合要員によるあらゆる形態による性的搾取および虐待に対する国際連合平和維持活動および特別政治ミッションにおけるそして被害者の権利を代弁する事務所と協力して被害者に対する支援に関する措置を高めるための取組を継続しそして強化することを要請し、全ての警察要員提供諸国に対し、展開される全ての警察要員が、性的搾取と虐待の従前の犯罪行為について詳し

く調査されることを確保しまた性的搾取と虐待を防止するための断固とした展開前教育を提供することを促し、そして自らの要員による性的搾取と虐待の申し立てを調査する部隊要員提供諸国のまた適法手続を考慮しつつ、性的搾取および虐待の行為についての自らの要員の、適当と認められる場合には、起訴を通したものを含めて、責任を問う部隊および警察要員提供諸国の主要な責任を想起する。

8. 平和を維持するための責任が、政府と全てのその他の国の利害関係者により幅広く共有される、平和構築における国の主体的取組と指導力の重要性を再確認し、そして IPOs、FPOs および SPTs を含む国際連合警察部門が、命じられた場合、受入国の警察およびその他の法執行部門を支援することにより平和の構築と維持に貢献できることを認識する。

9. 人権デュー・ディリジェンス政策を遵守している国際連合以外の治安部隊に対する国際連合警察活動関連支援の重要性をこれに関連して想起する。

10. 以下のことによる国際連合警察活動の重要性を認識する。

(a) 決議 2185 (2014) で設立された国際連合警察部門の長の年一回の概況説明を招集することを続けるという安保理の公約を再確認する。

(b) 平和維持活動に関する安全保障理事会作業部会の議論における国際連合警察活動の局面を、適当と認められる場合に、強調する。

(c) 事務総長特別代表と特使の概況説明における、また、適当と認められる場合には、事務総長の報告書における国際連合警察活動問題の包摂を奨励する。

11. 警察活動における国の主体的取組と関与の重要性を、そして、適当と認められる場合に、警察活動の分野における国の能力格差の徹底した評価が、国際連合警察活動の能力構築活動と国際連合警察部門の構成並びに計画立案期間中、勧誘、指導の提供そして教育を含む警察開発を知らせるべきであることを強調する。

12. 国際連合警察の長のサミットにおける参加と緊急展開のための平和維持活動能力即応制度にお

ける関与を通したものを含めて、求めている聴衆に対して最も利用可能な方法で、情報を伝えそして技術的援助を提供するために、適切な専門知識と語学技能を持った女性と男性両方の警察要員の戦略的増強を強化する加盟国と事務局の取組を歓迎し、そして警察要員提供諸国に対し、さらに以下のことについて貢献することを促す。

(a) 十分に訓練された、装備されたそして機能している、迅速に展開可能な FPU_s を含む、FPU_s。

(b) 質の高い IPO_s と専門的な一連の技能をもった文民の専門家。

(c) 適切な支援を得た SPT_s。

(d) 2020 年までに全体的に倍にすることを目的とした、異なる役割を通した女性警察官の数の実施的な増加そして UNSCR2242 (2015) と 2014 年までに女性担当官 20 パーセントに届くという本来の国際連合グローバル・ゴールに沿った指導者の地位における代表を増加すること。

(e) 関連する手続が、加盟国の展開前の準備が整っていることを評価するために、所定の位置にあるように、自らの各々の責任の分野の範囲内で、適当な場合には、事務局の支援を得た、展開前教育を完了した警察部隊。

13. あらゆる警察活動とミッションの局面におけるジェンダーの分析の重要性および警察のジェンダー助言者の役割並びに警察部門および子ども保護助言者並びにジェンダーと女性保護助言者の間の調整を高めるという事務総長への安保理の要請をくり返し表明し、国際連合事務局に対し、特別な措置を設けることまたは女性警察協会を支援することによるものを含めて、登録に必要な条件など国際連合ミッションに対する女性警察官の適格性に関する組織的な課題に打ち勝つため加盟国や国連ウィメンと緊密に活動することを求め、そして加盟国に対し、これらの取組に関する最新情報を年に一度提供し、そしてこれに関連して最善の慣行を共有することを奨励する。

14. 平和および安全の柱における業績を高める事務総長の継続した取組を歓迎しそして事務局に対し、加盟国と協議して、警察局の機能、構造および能力に関する問題を評価することを奨励する。

15. 国際連合平和維持活動の警察部門と特別政治ミッションのための迅速な、一貫した、効果的なそしてすぐに応答する始動および援助能力並びに警察、司法および矯正取極のための世界的なフォーカル・ポイントを通じた他の国際連合組織に対する支援を提供することにおける警察局の警察官常備能力（SPC）の活動を歓迎し、そして事務総長に対し、SPCの活動が、調整と情報共有を確保するため国際連合平和維持活動の取組により一層統合されることまた SPC が効果を最大化するため用いられることを確保することを要請する。

16. 事務総長に対し、以下に関するものを含めて、2018 年末までに、報告書を提出することを要請する。

(a) 国際連合事務局の平和および安全保障構造に対するあらゆる変化から生じている警察活動任務の提供に対する潜在的な重要性。

(b) 国際連合システム内の国際連合警察活動の業務および政策の一貫性を強化すること。

(c) 国際連合警察活動に関する国際連合の能力、説明責任および透明性を改善すること。

(d) 戦略的な警察官の増強の格差と主要な一連の技能に対する計画を立案すること。

(e) 派遣団の移行と時宜を得た出口を改善するため、関連する国際連合警察イニシアティブの一貫性を確保すること。

(f) 警察活動の分野における、国際連合憲章の第八章に従った、国際連合と国際的な、地域的なそして準地域的な機構との間のパートナーシップを強化すること。